

令和2年11月16日

三田市長 森 哲男 様

三田聴覚障害者協会
会長 嘉田

三田市登録手話通訳者一同

意思疎通支援者（手話通訳者）の雇用と報酬に関する要望

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃より、聴覚障害者の福祉向上については、深いご理解とご配慮をいただき、厚くお礼申し上げます。

聴覚障害者が自立した生活を営み三田市民として暮らしていくためには、聴覚障害者の障害特性に配慮した「情報保障」と「コミュニケーション保障」を基盤としたきめ細かい施策の推進が必要です。

手話が言語であるとの認識に基づき、手話が使いやすい環境を構築し、すべての市民が、より豊かな生活や人間関係を築くことを基本理念とする「三田市みんなの手話言語条例」にもとづき、聴覚障害者の命と生活を守り、その基本理念の実現に向けて、必要な施策を推進していくため、それを担う意思疎通支援者（手話通訳者）について下記の要望をいたします。

1、手話通訳士を正規雇用すること

手話は言語であり、手話通訳は、聴覚障害者のみならず、その家族、関わる人、すべての市民のための業務です。

市に設置される手話通訳者（設置通訳者）は、単にコミュニケーションの支援でおわるのではなく、行政の中で聴覚障害者福祉に関わる企画立案・施策の決定・施策の進行管理などに継続的に関わる重要かつ責任のある職務です。聴覚障害者支援の専門知識と技術を持ち、コミュニケーション保障、情報保障を前提としながら聴覚障害住民の暮らしと命を守り、施策の第一線に立ってこそ、設置通訳者としての専門職性が発揮されるものと考えます。現在の非正規雇用（会計年度任用職員）の配置では不十分であると言わざるを得ません。そのた

めにも正職員での手話通訳者の配置を要望します。一般事務職員という採用で、「社会福祉士」のように資格要件を明記、限定して採用する中に「手話通訳士」を資格要件に入れて頂くことを要望します。かつ、業務を十分に遂行する為に、手話通訳の経験が3年以上ある職員の複数設置も併せて要望します。

なお、「三田市みんなの手話言語条例」の基本理念に基づき、施策を推進していくために、私たちが設置通訳者に求める業務は概ね別紙のとおりであり、極めて多岐に渡る責任のある業務であることをご認識いただき、正規職員設置の必要性についてご理解くださいますよう、重ねてお願い申し上げます。

2、 手話通訳派遣にかかる報酬の見直しを

(1) 最低賃金の保障

現行の手話通訳派遣に対する報酬は、30分未満ならば675円となり1時間の報酬も得ることはできません。しかし現地までの往復にかかる時間も合わせると1時間に相当する場合も多いと考えられます。これでは一般的な仕事と比較してもあまりにも低すぎると言わざるをえません。

三田市における、このような実態は、現に通訳活動を担っている者や、これから手話通訳を目指そうとする方の意欲を削ぐことになりえます。ひいては、必要な時に手話通訳が派遣できないという、聴覚障害者の生活に関わる大きな問題につながるのではないのでしょうか。実際に利用をする聴覚障害者としても、30分未満になりそうな場合、手話通訳派遣依頼をためらってしまい、その結果、命に関わる重大な問題となりかねません。

個人派遣の場合、終了時間が不明なことも多いため、手話通訳者は少なくとも半日以上の拘束時間を想定して依頼を受けなくてはなりません。他市では通訳派遣時間の基準を2時間とし、それを超過した場合はその分を1時間単位で加算するという方式を採用しているところも多くあります。

通訳派遣時間の基本単位を1時間とし、それを超過した場合は30分単位で加算する方式に改善することを要望します。

(2) 報酬の引き上げ

手話通訳者は言語通訳だけではなく聴覚障害者問題に精通し、約10年の長いサークル活動や養成講座受講などを経て、全国統一試験を合格した者だけがその資格を得られます。

手話通訳者は登録後も通訳者同士で手話通訳および対人援助技術の研鑽を重ね、三田市の通訳派遣制度がより充実したものとなるよう努めてまいりました。これは手話通訳者自身のためだけではなく、いまだに生活のあらゆる場面で生きにくさを感じている聴覚障害者のため、手話を知らない市民のためでもあります。全ての三田市民が心身共に健康で豊かな生活を送るため、今一度、専門職としての手話通訳者を正当に評価していただきたいと願います。

県内では派遣報酬の引き上げの動きが多々見られます。加西市では1時間/3000円で、三田市も1時間/3000円へ引き上げて頂くよう要望します。

別紙

【手話通訳設置職員の業務】

聴覚障害者のみでなくその家族、関わる人、すべての市民のための業務です。

①聴覚障害者のコミュニケーションの確保に関すること

- (1) 来庁者との窓口通訳、来庁者に対しての手話通訳業務
庁内のバリアフリー化
- (2) 内容に応じた派遣・訪問の庁舎外手話通訳活動
- (3) 三田市、福祉事務所、学校の要請に応じたの障害者関係行事の通訳
- (4) 手話講習会、登録手話通訳者現任研修会の企画・担当
- (5) 手話講習会での講義や指導・手話通訳等
- (6) 災害等緊急時の聴覚障害者支援、手話通訳確保

②聴覚障害者等の情報提供に関すること

- (1) 三田市に関する情報の提供
聞こえないために音声による情報が入ってきません。一般行政施策から社会福祉施策、災害緊急時の必要な情報保障、IT支援など聞こえる人と等しい情報を求めています。
- (2) 三田市に引っ越しされた聴覚言語障害者に対して市の福祉制度の紹介・説明等の情報提供
- (3) 聴覚言語障害者や手話に関する情報提供
市民の手話や聴覚障害について知りたい、相談したいというニーズに応えることも必要です。
- (4) 各方面に聴覚言語障害者政策についての提案や助言をする
市の政策などに聴覚障害者の障害の特性を考慮させるためには「聞こえない」障害を十分に把握している専門職員の役割が大切です。

③聴覚障害者等の相談及び更正援護に関すること

- (1) 三田市在住の聴覚言語障害者の実態を把握する（訪問）
福祉事務所に行けない聴覚障害者に対して訪問し、市の福祉制度などの情報提供を行い生活実態を把握すること。社会から孤立しているのはむしろ市役所に行けず引きこもっている聴覚障害者です。
- (2) 相談（生活や権利・きこえの相談等）を受け、福祉制度や関係機関につなげるなど援護します。
聴覚障害者が生活の悩みやその他の諸問題を、手話で相談できる行政の窓口は極めて少なく、何時でも容易に利用できる状況にありません。

国の制度にある身体障害者相談員のほとんどは、自宅等で相談活動するボランティア的な位置づけであり、必ずしも聴覚障害者とコミュニケーションが可能という

わけでない事と聴覚障害者についての専門的な知識がないので相談できません。手話通訳のできる職員が聴覚障害者の相談窓口となり相談及び専門・関係機関につなげる事が重要です。

④関係機関との連絡調整に関する事

福祉に関する行事等の手話通訳配置など関係機関に適切な助言や援助を行う。

⑤その他聴覚障害者の自立と社会参加の促進に必要と認める事。

聴覚障害者と関わりのある自治会など地域で聴覚障害者が市民として関わっていけるようコミュニケーション支援や情報提供を行ったりすることも大切です。